

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○小規模企業共済法施行令(昭和四十年政令第百八十五号) 1

改正案	現行
<p>（小規模企業者の範囲）</p> <p>第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）<u>第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員</u>の数は、次のとおりとする。</p> <p>一 宿泊業 二十人</p> <p>二 娯楽業 二十人</p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（小規模企業者の定義）</p> <p>（新設）</p> <p>第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）<u>第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一～三 （略）</p>